

厚生労働省和歌山労働局発表
令和 8 年 8 月 28 日 (金)

担 当	厚生労働省 和歌山労働局 労働基準部 健康安全課 健 康 安 全 課 長 嶋本 輝樹 労働衛生専門官 鳥越奨一郎 電 話 073 (488) 1151
--------	---

9 月は「職場の健康診断実施強化月間」です

1 「職場の健康診断実施強化月間」について

厚生労働省では、平成 25 年度から全国労働衛生週間準備期間である毎年 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付けています。

和歌山労働局においても「労働安全衛生法に基づく健康診断及び事後措置の実施の徹底」、「医療保険者との連携」及び「女性の健康課題に関する理解の促進」について、取組の強化を図ってまいります。

2 具体的実施事項

定期健康診断等における有所見者の低減に向け、全国労働衛生週間及びその準備期間、並びに職場の健康診断実施強化月間中に、和歌山労働局及び各労働基準監督署が次の事項を実施します。

- 10 月 7 日に開催される予定の和歌山県安全衛生大会において、事業者や事業場担当者、従業員等の関係者に向け、必要な対策への対応を呼びかけます。
- 各労働基準監督署管内で開催される予定の「衛生管理のつどい」等の場で、事業者や事業場担当者等に対し必要な対策への対応を呼びかけます。
- 各労働基準監督署が行う個別事業場に対する労働災害防止指導の際に、労働衛生対策並びに健康診断の実施及び事後措置等を重点的に指導します。

【別添資料 1】「職場の健康診断実施強化月間」リーフレット

【別添資料 2】和歌山県及び全国の定期健康診断有所見率の推移

【別添資料 3】定期健康診断等の診断項目の取扱いが一部変更になります

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」、「医療保険者との連携」及び「女性の健康課題に関する理解の促進」等をお願いします

健康診断及び事後措置の実施の徹底

■ 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

健康診断の実施

○ 健康診断を実施した後は、その結果を労働者に通知するとともに、事業者もその結果を保存しなければなりません。

健康診断結果の通知 健康診断結果の記録

○ 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

健康診断結果についての 医師からの意見聴取

○ 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

健康診断実施後の措置

○ 事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。



健康診断結果に基づき事業者が
講ずべき措置に関する指針はこちら

< 地域産業保健センターのご案内 >

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

■ 医療保険者¹から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。
- これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。
- 厚生労働省では、コラボヘルス²等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら



女性の健康課題に関する理解の促進

■ 女性の健康課題に関する労働者の理解の促進や具体的な相談対応に努めましょう。

- 一般健康診断における問診票に女性特有の健康課題に関する質問が追加されました。^{3 4}
- 「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル～事業者向け～」を活用して、女性特有の健康課題に関して困っている労働者に対する相談等対応、女性の健康課題に関する理解促進のための研修、職場環境改善の取組を進めてください。

3：【女性の健康問診の位置づけ】女性の健康問診の目的は、事業者には義務付けられているものではなく、女性自身の健康状態への気づきを促し、必要に応じて労働者が医療機関へアクセスできるよう支援することにあります。また、女性の健康問診の回答は健診機関から事業者には直接提供されることはありません。

4：令和8年4月28日付け基発0428第14号・保発0428第8号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」

女性特有の健康課題に関する問診を
活用した女性の健康管理支援
実施マニュアルはこちら



「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について（項目のみ抜粋）

令和8年8月21日付け基安発0821第2号

【重点事項】

（1）一般健康診断

- ア 一般健康診断の実施、医師からの意見聴取及び事後措置等の実施の徹底
- イ 一般健康診断結果の記録の保存、労働基準監督署への報告の徹底
- ウ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- エ 小規模事業場における留意事項
- オ 地域保健との連携（コラボヘルス）
- カ 外国人労働者に関する留意事項
- キ 派遣労働者の健康診断
- ク 個人事業者等に関する留意事項

（2）ストレスチェック制度の適切な実施等

（3）健康保持増進措置等の適切な実施

- ア 事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく措置
- イ 職場におけるがん検診の推進
- ウ 女性の健康課題に関する理解の促進
- エ 口腔の健康の保持増進
- オ 眼科検診等の実施の推進

（4）職場環境に起因する疾病の防止の推進

- ア 騒音障害防止のための取組の推進
- イ 職場における感染症に関する理解と取組の促進

（5）治療と仕事の両立支援の周知

本月間に係る通知本文をご参照するにはこちらをご覧ください。



定期健康診断の有所見率は上昇傾向

定期健康診断有所見率の推移

和歌山県内の定期健康診断有所見率は、直近10年間で、上昇を続けており、令和7年の有所見率は63.9%であった。

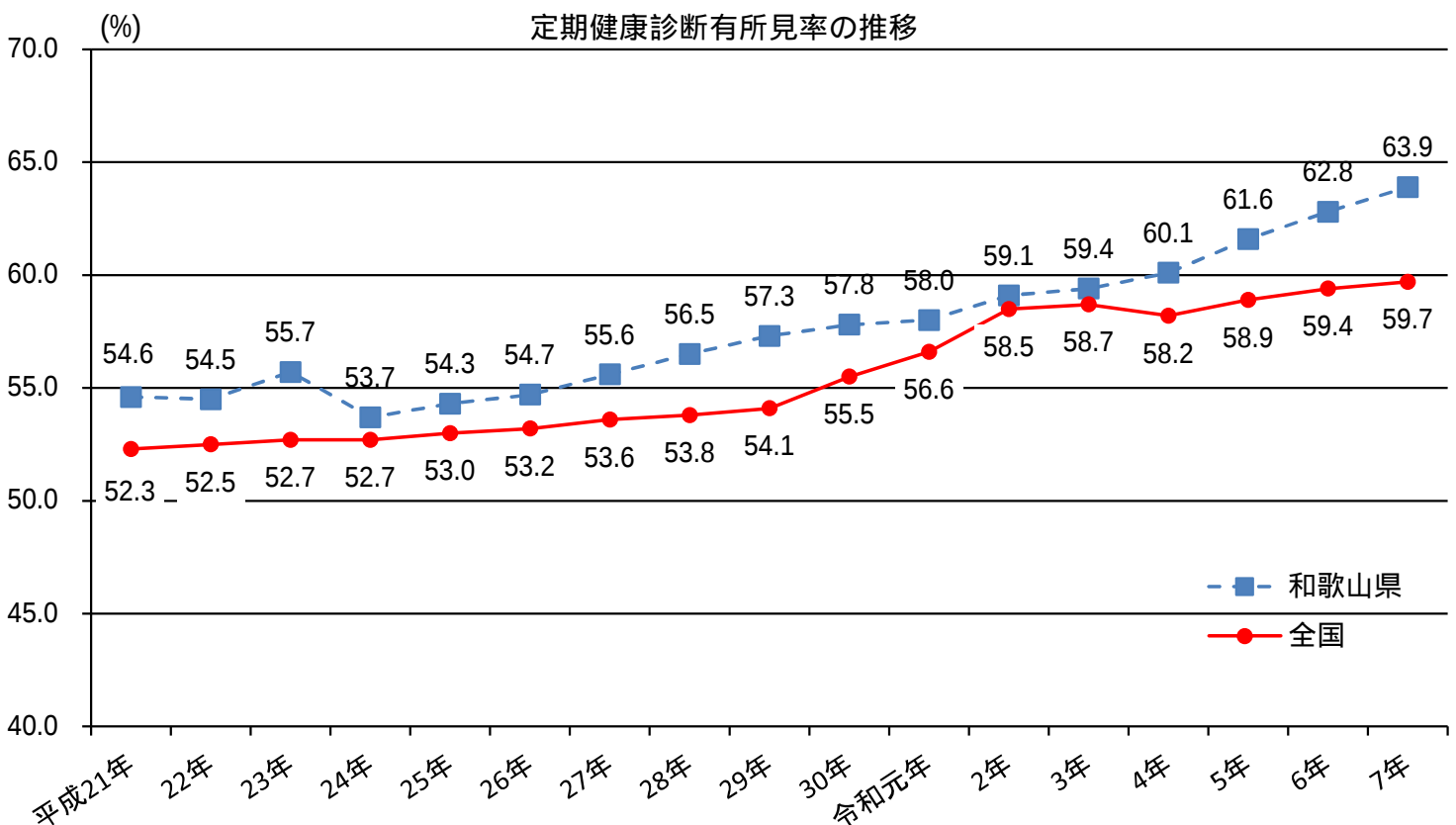
また、県内の有所見率は、平成18年から全国平均を上回っており、令和7年は全国平均より4.2ポイント高かった。

年別定期健康診断実施結果（県内）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
受診労働者数	69,774	71,628	75,397	81,889	75,451	75,792	75,482	67,936	74,344	69,550
有所見者数	39,412	41,027	43,579	47,480	44,620	45,033	45,382	41,826	46,684	44,423
有所見率	56.5%	57.3%	57.8%	58.0%	59.1%	59.4%	60.1%	61.6%	62.8%	63.9%
健診実施事業場数	693	705	762	833	803	776	950	728	769	750

年別定期健康診断実施結果（全国）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
受診労働者数	13,660,292	13,597,466	13,617,710	13,757,988	12,480,197	12,918,763	13,237,013	13,185,491	12,954,936	13,234,555
有所見者数	7,338,880	7,353,945	7,559,845	7,792,968	7,301,931	7,580,352	7,697,689	7,771,417	7,700,820	7,898,197
有所見率	53.8%	54.1%	55.5%	56.6%	58.5%	58.7%	58.2%	58.9%	59.4%	59.7%
健診実施事業場数	118,031	119,726	120,914	123,354	116,717	119,402	145,791	122,398	121,617	123,189



一般定期健康診断実施状況・健診項目別有所見率の状況（令和2年～令和7年）

和歌山労働局

健診実施状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
一般定期健康診断実施事業場数	803	776	950	728	769	750
受診労働者数	75,451	75,792	75,482	67,936	74,344	69,550
有所見者数	44,620	45,033	45,382	41,826	46,684	44,423
有所見率	59.1%	59.4%	60.1%	61.6%	62.8%	63.9%

健診項目別の有所見率

項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
聴力(1000Hz)	5.3%	5.2%	5.4%	5.2%	5.3%	5.4%
聴力(4000Hz)	9.0%	8.9%	8.9%	8.9%	9.1%	9.1%
聴力(その他)	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%
胸部X線検査	3.4%	3.5%	3.2%	3.5%	3.9%	4.2%
喀痰検査	0.7%	1.5%	3.1%	2.1%	0.0%	5.0%
血圧	20.2%	21.2%	21.8%	22.1%	22.3%	22.6%
貧血検査	7.1%	7.1%	7.5%	8.6%	9.2%	10.0%
肝機能検査	17.0%	16.9%	16.2%	16.7%	17.3%	17.2%
血中脂質検査	34.6%	34.7%	34.0%	34.4%	34.7%	34.2%
血糖検査	11.4%	12.0%	11.3%	10.7%	12.4%	12.1%
尿検査(糖)	2.8%	3.1%	3.3%	3.3%	3.8%	3.9%
尿検査(蛋白)	4.7%	4.3%	4.3%	4.4%	4.5%	4.3%
心電図検査	10.2%	10.5%	10.6%	11.5%	12.3%	13.3%

定期健康診断結果報告のデータによる

一般定期健康診断実施状況・健診項目別有所見率の状況（令和2年～令和7年）

全 国

健診実施状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
一般定期健康診断実施事業場数	116,717	119,402	145,791	122,398	121,617	123,189
受診労働者数	12,480,197	12,918,763	13,237,013	13,185,491	12,954,936	13,234,555
有所見者数	7,301,931	7,580,352	7,697,689	7,771,417	7,700,820	7,898,197
有所見率	58.5%	58.7%	58.2%	58.9%	59.4%	59.7%

健診項目別の有所見率

項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
聴力(1000Hz)	3.9%	3.9%	3.9%	3.8%	3.9%	3.8%
聴力(4000Hz)	7.4%	7.3%	7.4%	7.2%	7.2%	7.3%
聴力(その他)	0.7%	0.6%	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%
胸部X線検査	4.5%	4.5%	4.5%	4.6%	4.8%	4.8%
喀痰検査	2.1%	2.1%	1.9%	2.3%	2.0%	1.8%
血圧	17.9%	17.8%	18.2%	18.3%	18.4%	18.7%
貧血検査	7.7%	8.0%	8.3%	8.6%	8.9%	9.2%
肝機能検査	17.0%	16.6%	15.8%	15.9%	16.2%	16.0%
血中脂質検査	33.3%	33.0%	31.6%	31.2%	31.2%	30.7%
血糖検査	12.1%	12.5%	12.7%	13.1%	13.1%	13.5%
尿検査(糖)	3.2%	3.4%	3.5%	3.6%	3.8%	3.9%
尿検査(蛋白)	4.0%	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%	3.5%
心電図検査	10.3%	10.5%	10.7%	10.7%	10.9%	11.3%

定期健康診断結果報告のデータによる

1 有所見率の推移

令和7年の和歌山県における定期健康診断の有所見率（健康診断受診者のうち、健康診断項目のいずれか1つでも異常所見のあった者の割合）は63.9%で、前年に比べて1.1ポイント上昇しました。

また、同年の全国における有所見率は59.7%で、有所見率は、全国、和歌山県ともに上昇傾向ですが、和歌山県の上昇率が大きいため、全国との有所見率の差は年々大きくなっています。

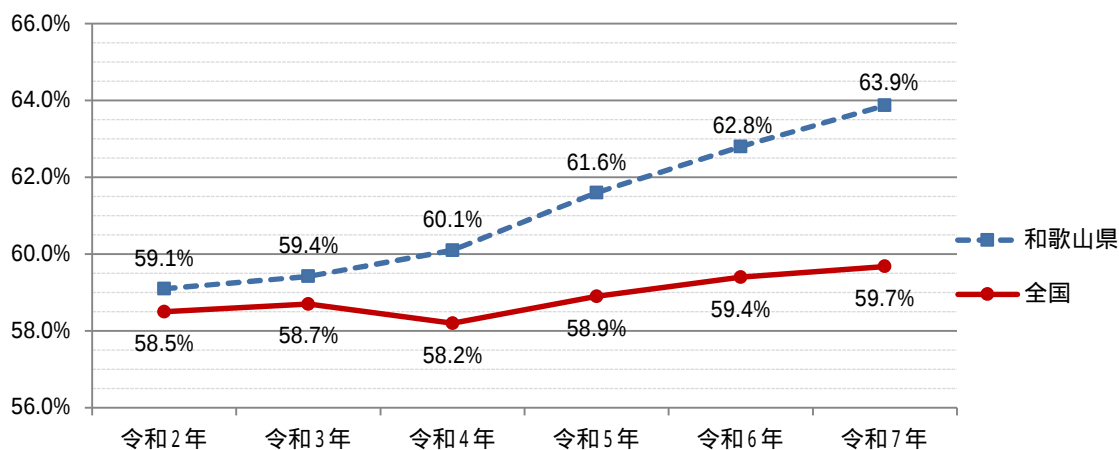


図1 定期健康診断結果における有所見率の推移(令和2年～令和7年)

2 血圧に係る有所見率の推移

定期健康診断結果における血圧検査について、令和7年の和歌山県の有所見率は22.6%で、前年に比べ0.3ポイント増加しました。

同年の全国での有所見率は18.7%で、和歌山県の有所見率との差は、令和6年と同じく3.9ポイントでした。

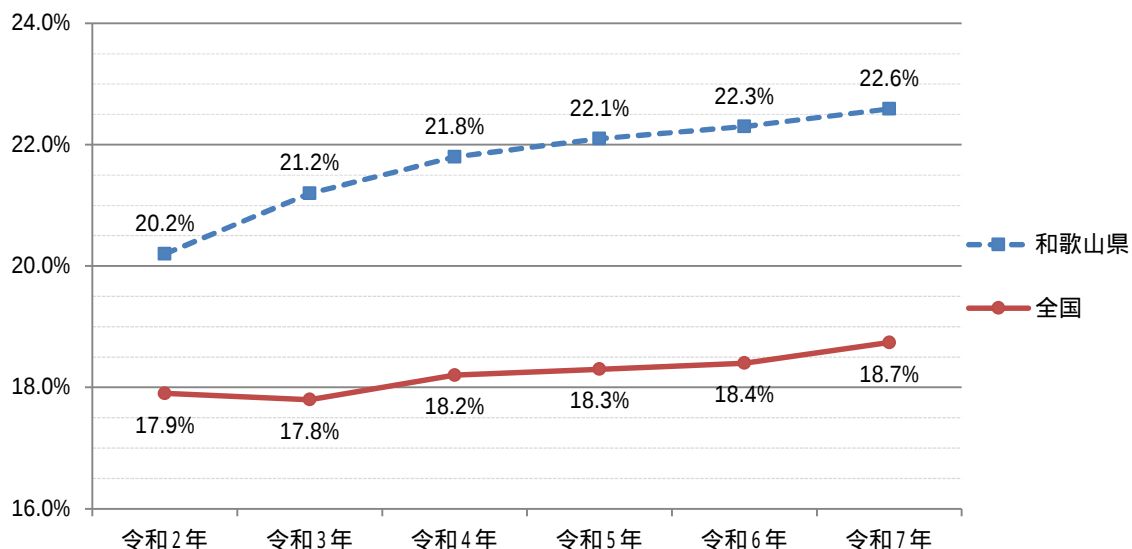


図2 定期健康診断における血圧検査の有所見率の推移(令和2年から令和7年)

3 血中脂質検査の有所見率の推移

定期健康診断結果における血中脂質検査について、令和7年の和歌山県の有所見率は34.2%で、前年に比べ0.5ポイント減少しました。

また、同年の全国の有所見率は30.7%で、和歌山県の有所見率との差は3.5ポイントと大きくなっています。

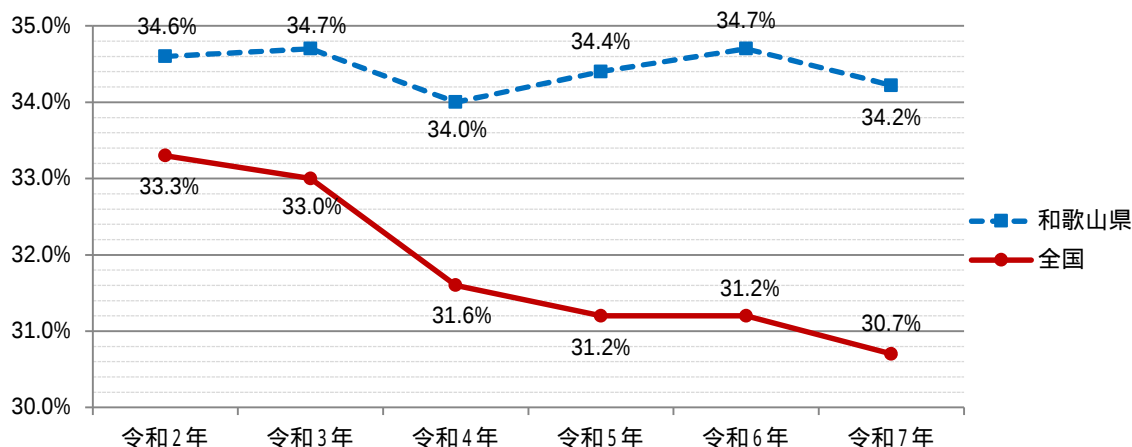


図3 定期健康診断における血中脂質検査の有所見率の推移(令和2年から令和7年)

4 血糖検査の有所見率の推移

定期健康診断結果における血糖検査について、令和7年の和歌山県の有所見率は12.1%で、前年に比べ0.3ポイント減少しました。

また、同年の全国における有所見率は13.5%であり、直近5年間は、和歌山県における有所見率が全国の有所見率を、毎年下回り、推移しています。

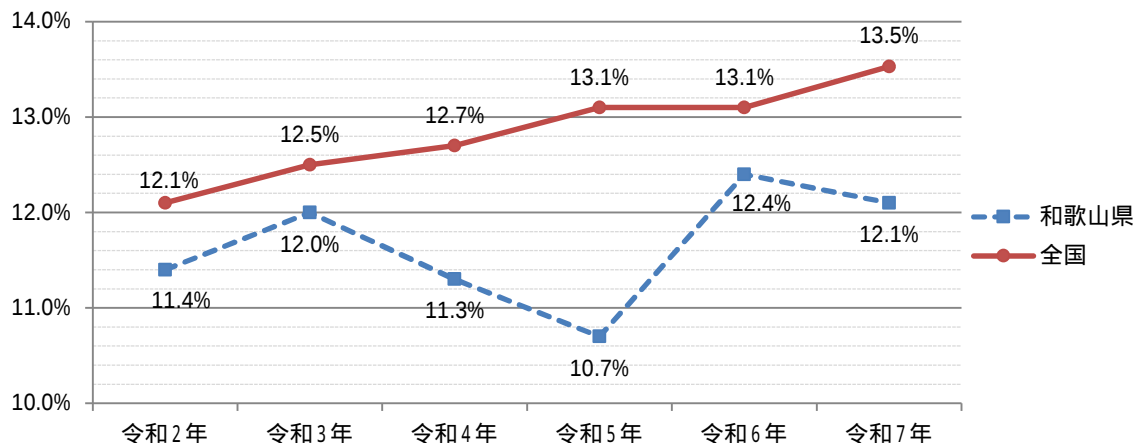


図4 定期健康診断における血糖検査の有所見率の推移(令和2年から令和7年)

5 心電図検査の有所見率の推移

定期健康診断結果における心電図検査について、令和7年の和歌山県の有所見率は13.3%で、前年に比べ1.0ポイント増加しました。

また、同年の全国における有所見率は11.3%であり、和歌山県の有所見率との差が1.0ポイントと大きくなっているほか、令和4年以降、和歌山県の有所見率の上昇幅が大きくなっています。

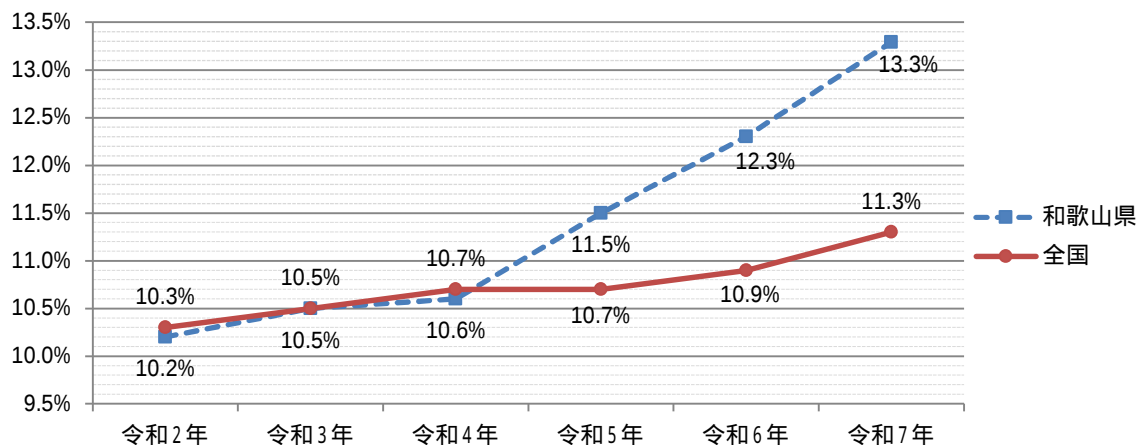


図5 定期健康診断における心電図検査の有所見率の推移(令和2年から令和7年)

労働安全衛生法に基づく

定期健康診断等の診断項目の
取扱いが一部変更になります

(令和9年4月から適用)

令和8年4月28日基発0428第10号「労働安全衛生施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」

診断項目

既往歴及び業務歴の調査

自覚症状及び他覚症状の有無の検査

身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査

胸部エックス線検査

血圧の測定

貧血検査（血色素量及び赤血球数）(★)

肝機能検査（AST、ALT、γ-GT）(★)

血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）(★)

血糖検査(★)

血清クレアチニン検査(★) ※

尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）

心電図検査(★)



(★)の項目は、医師の判断により省略が可能となります。詳しくは裏面をご覧ください。

変更のポイント



喀痰検査が削除されました。

健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対しては、医療機関への速やかな受診勧奨を行ってください。



肝機能検査の酵素名が変更されました。

「GOT」は「AST」、「GPT」は「ALT」、「γ-GTP」は「γ-GT」に変更となりました。ただし、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合については、健診機関における事業者や労働者への健康診断の結果の通知について、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えありません。



「血清クレアチニン検査」が追加されました。

「血清クレアチニン検査」は、腎臓の機能を調べるものです。検査結果に基づき、医師の意見を聴取し、事後措置を講じる必要があります。また、有所見者に対しては医療機関への速やかな受診勧奨など保健指導も必要です。

※ 労働基準法施行規則第34条の2第13項第1号に定める労働者の健康診断（高度プロフェSSIONAL制度に係る「臨時の健康診断」）の項目についても、今回の改正により、血清クレアチニン検査が追加されています。



診断項目の省略について

- 血液検査等の診断項目については、雇入れ時の健康診断においては必須ですが、定期健康診断においては、労働安全衛生規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づき、**医師が必要でないと認めるときは省略することができる**とされています。
- 同告示においては、例えば血液検査では40歳未満の者（35歳を除く。）について医師が必要でないと認めるときは省略することができる等の基準を示しています。
→下表参照
- このような診断項目の省略は、**個々の労働者について、健康状態の経時的な変化や自覚症状・他覚症状等を勘案しながら判断する**ことが大切です。

なお、他覚症状の有無の検査については医師の判断により聴診等を行うこととしています。

R8.4.28労働大臣告示第204号「労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」

診断項目		医師が必要でないと認めるときに診断項目を省略できる者
身長		20歳以上の者
腹囲		次のいずれかに当てはまる者 ① 40歳未満（35歳を除く）の者 ② 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③ BMI（次の算式により算出したものをいう。以下同じ。）が20未満である者〔BMI＝体重(kg)／身長(m) ² 〕 ④ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）
胸部エックス線検査		40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ① 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 ② 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
血液検査	貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査	35歳未満の者、及び36～39歳の者
	血清クレアチニン	40歳未満の者
心電図検査		35歳未満の者、及び36～39歳の者

診断項目の省略に関する注意事項

- ☐ 法令に基づく血液検査等の項目の省略の判断は、**個々の労働者ごとに、医師が省略可能であると認める場合においてのみ**可能になります。
- ☐ 一部において、血液検査等の項目の省略の判断を、**医師ではない者が一律に行うなどの不適切な運用が懸念されますので、十分ご注意ください。**